

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

## 調査嘱託申立書

平成28年10月18日

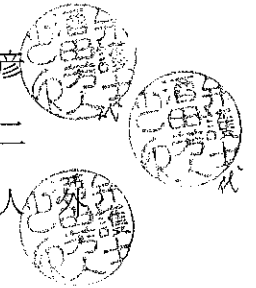
東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山 田 正 彦

弁護士 岩 月 浩 二

弁護士 酒 田 芳 人



頭書の事件につき, 下記のとおり調査嘱託の申立てをします。

### 記

#### 1 嘱託先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房TPP対策本部

#### 2 調査嘱託事項

- (1) 環太平洋パートナーシップ協定(以下、「TPP協定」という。)締結により  
改正が必要となる法律及び命令の名称及び改正内容
- (2) TPP協定の交渉過程を記録したメモ等の書類一式
- (3) TPP協定の交渉過程で行われた閣僚級協議の議事録

### 3 調査嘱託を申し立てる理由

被告は、「T P P協定は、いまだ締結すらされておらず、発効もしていない。したがって、T P P協定に対応する国内法の改正、施行等もされていないのであるから、原告らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しない」（被告準備書面(1)）と主張する。

しかし、T P P協定が締結・発効し、T P P協定に対応する国内法の改正・施行等がなされれば、原告らの権利義務又は法律関係に影響を及ぼすおそれは大きい。

そこで、T P P協定締結により改正が必要となる法律及び命令の名称及び改正内容を具体的に知る必要がある。

また、T P P協定は公開されているが、日本語に訳されたものは3分の1程度にすぎず、交渉過程を記録した文書も秘密とされている。平成28年4月の衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会においても、政府の交渉資料として黒塗りの文書が提出されたにすぎず、その内容は全く不明である。

T P P協定の日本語の訳文も3分の1程度しか存在せず、さらに交渉過程も不明であれば、T P P協定の締結によって、原告らの権利義務又は法律関係にいかなる影響を及ぼすかを検討することは著しく困難である。

そこで、T P P協定の交渉過程を記録したメモ等の書類一式及び交渉過程で行われた閣僚級協議の議事録を具体的に知る必要がある。

以上